

「未来社会協創」国際卓越大学院内規

- (1)「未来社会協創」国際卓越大学院（以下「本プログラム」という。）に採択された学生（以下「履修生」という。）には、日本学術振興会特別研究員（以下「DC」という。）への応募が求められる。履修生は、DCに採択されるまで応募を継続すると共に、DC採択後も引き続き本プログラムに在籍し、履修条件を完遂することが求められる。DCへ応募しなかった場合、経緯等を明らかにした理由書の提出が求められ、その理由によっては、履修の中断及び卓越 RA 費（次葉参照）等の支給停止の措置を講じる場合がある。
- (2)ポスター発表会は、履修生が一堂に会し、自身の研究進捗を報告してお互いの研究を理解し、交流を深める機会として、年 2 回開催する。原則として、履修生は全員ポスター発表会への参加が求められる。また、修士 1 年、2 年、博士 1 年、2 年の履修生は、自身の学年の終了時に開催されるポスター発表会で発表を行う。
- (3)中間審査（Interim Review: 以下「IR」という。）は、修士 1 年終了、及び博士 1 年終了の履修生を対象に、研究の進捗、および本プログラムにおけるカリキュラムの履修状況により可否を判定する。修士 1 年終了時の IR までに 4 単位以上、同じく博士 1 年終了時までに 8 単位以上の履修を目処とする。IR の合格は本プログラム継続の条件となる。
- (4)資格審査（Qualifying Examination: 以下「QE」という。）は、修士 2 年終了時の履修生を対象に、各専攻における研究能力評価と、本プログラムにおけるカリキュラムの履修状況により可否を判定する。QE までに 6 単位以上の履修を目処とする。QE の合格は、本プログラム継続の条件となる。なお、履修生は本プログラムの履修開始前に修士課程で取得した単位（他大学大学院を含む）を申告することが出来、審査、承認を経て、6 単位を上限にプログラム修了要件の取得単位に含めることが出来る。
- (5)修了審査（Final Examination: 以下「FE」という。）は、各専攻での行われる博士論文審査後に、博士論文内容とその社会への寄与、および本プログラムにおける活動とそこからの学び、並びに本プログラムが期待する人材像としての今後の姿や抱負等に関し、口頭試問形式で実施する。口頭試問は公開とし、履修生、関係教員、本プログラムに参画する企業メンバー等の出席の下で行う。口頭試問に合格し、所定の修了要件を満たすと、「未来社会協創国際卓越大学院修了」を学位記に付記する。
- (6)本プログラムは、修士から博士課程まで一貫して履修することを原則としていることから、博士課程の修了に至らず、途中で辞退する場合には、その事由が生じた時点で速やかに申し出る必要がある。なお、辞退理由やその申し出時期により、それまでに支給した卓越 RA 費の返還を求める場合がある。

「未来社会協創」国際卓越大学院卓越 RA 実施内規

- ・ 東京大学卓越 RA 制度に基づく。
<https://www.ut-portal.u-tokyo.ac.jp/notice/index.php?q=29090>
- ・ 本プログラムにおける卓越 RA 費は、下記条件の下、月額 18 万円とする。
- ・ 下記の者は卓越 RA 費を受給できない。
 - (1) 日本学術振興会特別研究員 (DC1、DC2)
 - (2) 国費留学生等 (JICA 研修員、CSC 等、日本国以外からの支援を含む)
 - (3) 博士課程リーディングプログラムに所属し、経済支援を受ける者
 - (4) 本プログラム以外の国際卓越大学院プログラムから経済支援を受ける者
 - (5) 東京大学外国人留学生特別奨学制度 (東京大学フェローシップ) に採択された者
 - (6) 博士課程学生特別リサーチ・アシスタント (SEUT-RA) を受給する者
 - (7) 日本国政府が主管する事業 (科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム事業、等) から経済支援を受ける者
 - (8) 企業等に勤務している社会人学生
- ・ TA、研究室予算による RA (技術補佐員等含む) については、あくまでも研究業務に対する対価として卓越 RA 費を受給することを念頭に、研究業務に支障が生じない場合のみ可能である。
- ・ 生活費相当として十分な支援を受けると考えられる額 (年間 240 万円程度) を超える収入[※]がある場合は、WINGS による支援 (奨励金または卓越 RA) は行わないものとする。
※) 「生活費相当として十分な収入」の詳細については、事務局に確認のこと。
- ・ 卓越 RA の委嘱は年度単位とし、Interim Review、Qualifying Examination に合格すれば、大学院標準修業期間内で更新できる。
- ・ 学内からの支給との重複受給については従前のとおりとする。
- ・ 本規定は変更する場合がある。
- ・ 本規定は、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。